

第5回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月10日（金） 午後1時30分から

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（12人）

会長（議長） 9番 足立晋哉

農業委員 1番 酒井美智子

2番 河岡誠

3番 阿部和夫

4番 佐々木隆

5番 藪内明

7番 足立恵一

8番 永井剛

最適化推進委員 1番 濱田孝

2番 角興

3番 築谷敏樹

4番 永井和人

4. 欠席委員 6番 古徳哲郎

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山田幹夫

主幹 川田潤

主任 須山裕介

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第15号 非農地証明申請について

議案第16号 農用地利用集積計画（案）について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第15号 認定電気通信事業者の行う中継基地等の設置に伴う事業計画の提出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和元年第5回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員は1名ですので、定足数に達しており、会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員ですが、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、1番酒井委員、2番河岡委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

4月16日（火）平成30年度西部地区農業委員会会長協議会総会
並びに研修会

4月22日（月）常設審議委員会

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の1ページです。

（番号1）

譲渡人は、森岡町のAさんで、譲受人は米子市のBさんです。

土地の所在は、芝町、田、373㎡、及び芝町、田、1,054㎡、合計1,427㎡です。地図は5ページです。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積については、添付された土地利用計画図から妥当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、施設外周にフェンスを設置する

とのことから、被害発生のおそれはないと考えられます。西側用水路への放流について地区農事実行組合への同意をとっておられます。また、太陽光発電施設建設について、隣接土地所有者の同意をとっておられます。

現地調査は、藪内委員、足立委員、角委員にお願いしました。以上です。

(番号2)

賃貸人は、新屋町のCさん、Dさんで、賃借人は雲南市木次町のEさんです。土地の所在は、新屋町、畑、469㎡、及び新屋町、畑、284㎡、合計753㎡です。地図は10ページです。

申請理由は、申請地を賃貸借により借り受けて、太陽光発電施設を建設したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、14ページにありますように近隣に駅、保育園、医療機関が存在することから、第3種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積については、添付された土地利用計画図から妥当と思われま

す。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺農地への支障対策として、施設外周にフェンスを設置することから、被害発生のおそれはないと考えられます。また、太陽光発電施設建設について、隣接土地所有者の同意をとっておられます。

現地調査は、藪内委員、足立委員、角委員にお願いしました。以上です

(番号3)

貸付人は、福定町のFさんで、借受人は米子市両三柳のGさんです。

土地の所在は、福定町、畑、446㎡です。地図は16ページです。

申請理由は、申請地を使用貸借により借り受けて、住宅敷地としたいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、16ページにありますように近隣に高等学校、小学校等が存在し、上下水道が埋設されている道路に隣接することから、第3種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われま
す。周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接地とはブロックで仕切ると
のことで被害発生のおそれはないと考えられます。
現地調査は、藪内委員、足立委員、角委員にお願いしました。以上です。

(番号4)

賃貸人は、芝町のHさんで、賃借人は芝町のIさんです。
土地の所在は、芝町、畑、310㎡です。地図は18ページです。
申請理由は、申請地を賃借により借り受けて、事務所を建築したいということ
です。
申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接して
いる区域であり、第2種農地に該当します。
資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されておしま
す。
遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画
書から妥当と判断されます。
土地改良区の同意の意見書は添付されております。
計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われま
す。周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接地に耕作農地は無く、被害
発生のおそれはないと考えられます。
現地調査は、藪内委員、足立委員、角委員にお願いしました。以上です。

(番号5)

譲渡人は、清水町のJさん、清水町のKさん、宮崎市のLさんで、賃借人は芝
町のMさんです。
土地の所在は、芝町、田、0.30㎡、芝町、畑、199㎡、芝町、畑、95
㎡、合計294.30㎡です。地図は21ページです。
申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、事務所を建築したいということ
です。
内容は番号4番と同じ内容となっています。
現地調査は、藪内委員、足立委員、角委員にお願いしました。以上です。

(番号6)

譲渡人は、外江町のMさん、清水町のNさんで、譲受人は兵庫県三木市のOさ
んです。
土地の所在は、芝町、畑、770㎡、及び芝町、田、13㎡、合計783㎡で
す。地図は25ページです。
申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいと

ということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われま

す。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺農地への支障対策として、施設外周に防護柵を設置することから、被害発生のおそれはないと考えられます。また、太陽光発電施設建設について、隣接土地所有者の同意をとっております。

現地調査は、藪内委員、足立委員、角委員にお願いしました。以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

議 長 親子関係の使用貸借について永年というのは問題ないのか。

事 務 局 県に確認しましたが、問題はないとのこと

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第14号は、原案のとおり承認されました。続いて、議案第15号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第15号「非農地証明申請について」説明をさせていただきます。議案30ページから32ページです。

(番号1)

申請人は外江町のPさんです。土地の所在は、外江町、畑、657㎡で市街化調整区域内にあります。地図は31ページです。

申請地は、平成元年より隣接地で建設業を営む方に貸し付けており、作業場兼事務所が建築され、現在も建設業を営んでいます。また、自宅進入路としても使用しており、今回農地から外したいとのこと

現地調査は、藪内委員、足立委員、角委員にお願いしました。以上です。

(番号2)

申請人は小篠津町のQさんです。土地の所在は、小篠津町、畑、495㎡で市街化調整区域内にあります。地図は32ページです。

申請地は、約20年前より耕作は行われておらず、前耕作者も亡くなっています。約10年前からは駐車場として利用されており、農地として再び活用するためには、環境の整備に大きな費用が掛かることから、今回農地から外したいとのことで非農地申請に至っております。

現地調査は、藪内委員、足立委員、角委員にお願いしました。以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

阿部委員 駐車場として現在使われているとのことだが、誰が使用しているのか。

事務局 申請書には記載されていないのでわかりかねます。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第15号は、原案のとおり承認されました。続いて、議案第16号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(永井委員退席)

事務局 議案第16号「農用地利用集積計画(案)について」説明させていただきます。議案33ページから36ページです。35ページが総括表です。利用権設定のうち、賃借権設定が畑2筆、949㎡で、新規が2件となっています。使用貸借権設定が畑2筆、1,317㎡で、新規が2件となっています。34ページが利用権設定の各筆明細です。36ページが今回利用権の設定を受ける耕作者の農業経営状況の一覧です。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第16号は、原案のとおり承認されました。

(事務局から次の事項について報告)

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第15号 認定電気通信事業者の行う中継基地等の設置に伴う事業計画の提出について

議 長 報告について、何か質問等がございますか。

議 長 報告第15号について賃貸借期間は20年か。

事務局 20年です。

続いて、

・その他協議事項、行事予定等

○常設審議委員会(会長) 令和元年5月22日(水)

○全国農業委員会会長大会(会長) 令和元年5月27日(月)

○第6回境港市農業委員会総会(第1会議室) 令和元年6月10日(月)

・農業委員会情報「畑の貸し借りについて」

・中海干拓地をはじめとする荒廃農地の対策について

議 長 以上で、本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 無いようですので、以上をもちまして令和元年第5回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和元年5月10日

境港市農業委員会

議長

署名委員

署名委員
